

金沢市再資源化品を取り扱う一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準（案）

第1 趣旨

市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可申請及び法第7条の2第1項に規定する事業の範囲を変更する許可申請で事業の範囲を再資源化品の収集運搬とするものに対し、許可処分を行うに際し、法第7条第5項第3号に規定する基準に加え、本市独自の基準を定める。

第2 用語の意義

この基準で使用する用語の意義は、法及び金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）で使用する用語の意義の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化 廃棄物の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することをいう。
- (2) 再資源化品 再資源化をするため、処理される廃棄物をいう。
- (3) 再資源化収集運搬業許可 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可における事業の範囲について再資源化品の収集運搬をする許可をいう。
- (4) 再資源化許可申請者 再資源化収集運搬業許可を申請した者をいう。
- (5) 再資源化新規許可申請者 再資源化許可申請者のうち、新たな許可を申請した者をいう。
- (6) 再資源化変更許可申請者 再資源化許可申請者のうち、既に市長から法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている者の法第7条の2第1項の規定に基づく変更許可申請において、事業の範囲について再資源化品の収集運搬を追加変更する許可を申請した者をいう。
- (7) 収集運搬車両 再資源化品を収集運搬する車両をいう。
- (8) 食品循環資源ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に定める食品廃棄物等のうち、再資源化される廃棄物をいう。

第3 再資源化収集運搬業許可に係る基準

市長は、再資源化収集運搬業許可の申請にあつては、次の各号に掲げる事項を満たしているときに許可することができる。

- (1) 再資源化許可申請者に関する事項
 - ア 事務所の設置場所は、金沢市内とし、実体のある事務所であること。
 - イ 金沢市の法人市民税の申告者であること。ただし、新たに事務所を設置する者にあつては、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）第32条の2第6項又は第7項の規定による申告をしていること。
 - ウ 金沢市税を完納していること。
 - エ 事務所に事務に従事する者が1人以上確保されていること。
- (2) 知識・技能を有することの条件
 - ア 申請日において、法人にあつては役員のうち1人以上の者が、個人にあつては許

可申請者が、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程の修了者であること。この場合において、当該修了証に記載の修了日が新規講習にあっては5年以内、更新講習にあっては2年以内であること。

イ 申請日において、石川県知事又は金沢市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて、5年間を経過しており、申請日の属する直前2年間の各年において石川県内における産業廃棄物の収集運搬の実績を有していること。

ウ 申請日において、石川県知事又は金沢市長から申請に係る再資源化品に相当する品目を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

(3) 収集運搬車両について

ア 再資源化許可申請者が、当該車両の所有権を有すること。又は所有権を有しない場合にあつては、当該車両を使用する権原を有していること。

イ 再資源化変更許可申請者にあつては、既に有する燃やすごみ用以外の車両であること。

ウ 運搬車両のうち無蓋車には、飛散防止用シート及びロープを常に備え、飛散防止用シート及びロープによりごみが飛散しないようにすること。

エ 消火器、計量器、及び清掃用具を搭載していること。

オ 食品循環資源ごみの収集運搬車両は、機械式車両を用いること。ただし、移動の途中で内容物が飛散し、及び流出するおそれのない容器に食品循環資源ごみを格納するとともに、当該容器が車両より落下し、及び悪臭等が漏れるおそれのない構造を有する車両を用いる場合は、この限りでない。

カ 食品循環資源ごみを機械式車両を用いて運搬する場合は、食品循環資源ごみとそれ以外のごみとを混載しないこと。ただし、容器を使用して運搬する場合は、食品循環資源ごみとそれ以外のごみとを区分して積載する場合に限り、混載ができるものとする。

(4) 運搬車両の保管場所について

ア 申請者が当該土地の所有権を有すること又は所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権原を有していること。

イ 隣接する土地の所有者の同意があること。ただし、更新許可申請にあつては、この限りでない。

ウ 許可に係るすべての収集運搬車両が保管できること。

エ 次に掲げる構造の洗車場及び洗車水の処理設備が設置されていること。

(ア) 洗車場の構造は、許可に係る収集運搬車両の最大幅及び最大長にそれぞれ2メートル以上を加算した大きさとし、不透水性であつて、溝により有効に集水できること。

(イ) 洗車水処理設備の構造は、3槽以上に分かれ有効に油分、ごみ及び土砂を分離できる構造とし、溝で囲まれた集水面積(平方メートル)に5を乗じた数量を1,000で除した数量に給水栓の数を加えた数量の容積(立方メートル)を有する槽であること。

(5) 事業の範囲について

ア 収集運搬する廃棄物は、再資源化品に限ること。

イ 収集運搬した廃棄物は、市長が認める処分業者で再資源化されること。

第4 施設変更届出に関する基準

既許可者から次の各号に掲げる事項の施設変更届出が提出されたときにおける受理する基準は、次のとおりとする。

- (1) 事務所を移転したとき 第3第1号ア及びイに掲げる事項
- (2) 収集運搬車両を更新し、又は増車したとき 第3第3号アからカまで並びに第4号ウ及びエに掲げる事項
- (3) 収集運搬車両の保管場所を変更したとき(面積を増加し、移転し、又は別の場所に増設したときを含む。) 第3第4号アからエまでに掲げる事項

第5 事前協議

- 1 再資源化許可申請をしようとする者は、市長にあらかじめ再資源化許可事前協議書(様式第1号)を提出し、事前協議をするものとする。
- 2 施設変更届出をしようとする者は、市長にあらかじめ施設変更事前協議書(様式第2号)の提出し、事前協議をするものとする。
- 3 市長は、再資源化許可事前協議書又は施設変更事前協議書が提出されたときは、第3に規定する再資源化収集運搬業許可に係る基準について書類審査し、適合すると認める場合にあっては事前協議が終了した旨を、適合しないと認める場合にあっては適合しない事項を再資源化許可事前協議書又は施設変更事前協議書を提出した者(以下「事前協議者」という。)に対し、提出の日からおおむね1箇月以内に通知するものとする。
- 4 前項の適合しない事項の通知のあった者から当該事項について改善した計画の提出があった場合における手続は、前項の規定に準拠して行うものとする。
- 5 市長は、前2項の規定により事前協議が終了した者のうち、再資源化許可申請者にあつては許可申請に係る内容が事前協議に係る内容と同一でないと認めるときは、当該申請を許可しないことができるものとし、施設変更届出をする者にあつては施設変更届出に係る内容が事前協議に係る内容と同一でないと認めるときは、当該届出を受理しないことができるものとする。

第6 実地検査

- 1 市長は、再資源化許可申請又は施設変更届出が提出された場合は、速やかに第3各号に掲げる事項のうち、実地で確認することの必要な事項について実地検査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の実地検査を行った場合において、第3各号に掲げる事項に適合しないと認めるときは、再資源化許可申請をした者又は施設変更届出を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知を受けた者から改善を行った旨の通知があった場合において、その事項についての再検査を行うものとする。

第7 再資源化収集運搬業許可に係る付帯条件

市長は、法第7条第5項に規定する許可のうち事業の範囲について再資源化品の収集運搬の許可をするに当たって、次の各号に掲げる事項を法第7条第11項の規定に基づく条件とするものとする。

- (1) 本市域内で収集した再資源化品を事業計画に記載された処分先以外の場所に運搬しないこと。
- (2) 市長が、本市の定める一般廃棄物処理計画に支障があると認め、再資源化品の収集運搬の禁止を指示した場合には、市長の指示に従うこと。
- (3) 営業時間中、常時、再資源化品の収集運搬を依頼した者等が連絡をとることができること。
- (4) 再資源化品を収集運搬するときは、許可証の別表に掲げる車両で運搬すること。
- (5) 運搬車両の保管場所は、悪臭、騒音、振動又は汚水によって生活環境の保全上支障が生じないように維持管理すること。
- (6) 許可証の別表に掲げる車両が故障又は車検の受検により、許可証の別表に掲げる車両以外の車両で再資源化品を収集運搬しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (7) 運搬車両には、市長が指示する方法により、許可者の名称及び許可番号を表示すること。
- (8) 運搬車両には、消火器、計量器及び清掃用具を常に備えていること。
- (9) 運搬車両のうち無蓋車には、飛散防止用シート及びロープを常に備え、ごみが飛散しないようにすること。
- (10) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、直ちに、許可証を返還すること。
 - ア 法第7条の3又は法第7条の4の規定により、事業の停止又は許可の取消しを命じられたとき。
 - イ 一般廃棄物収集事業の全部を廃止したとき。
 - ウ 許可の有効期間が満了したとき。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

再資源化許可事前協議書

年 月 日

（あて先）金沢市長

住所
 （法人にあつては、所在地）
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

金沢市再資源化品を取り扱う一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準第5第1項の規定により、次のとおり提出します。

| | | |
|-----------------|----------------------------|--|
| 事務所の所在地及び名称 | | |
| 経理的基礎に関する状況 | | 別添書類 |
| 講習会修了者 | | 別添書類 |
| 産業廃棄物の許可及び事業の範囲 | | 石川県第 号 新規許可日 年 月 日 品目 金沢市第 号 新規許可日 年 月 日 品目 別添書類 |
| 産業廃棄物収集運搬実績 | | 別添書類 |
| 予定する運搬車両 | | 台 |
| 運搬車両の保管場所 | 設置予定場所及び土地の所有権を有する者の氏名及び住所 | 氏名 住所 別添書類 |
| | 設置予定場所に隣接する土地の所有者の氏名及び住所 | 氏名 住所 別添書類 |

添付書類

- 1 事前協議者が法人である場合にあっては、登記事項証明書、個人である場合にあっては、住民票の写し
- 2 金沢市税の完納証明書（完納証明書に記載の事項に金沢市民税の課税がされていないときは、金沢市市民税課の受付の印のある金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）第32条の2第6項又は第7項の規定による申告書の写し）
- 3 予定する事務所の配置図、写真及び付近の見取り図
- 4 事前協議者が法人である場合にあっては役員のうちの1人以上の者の、個人である場合にあっては本人の、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程に係る修了証の写し
- 5 石川県知事又は金沢市長から交付を受けた産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- 6 事前協議者が事前協議書の提出日の属する直前2年間の各年において石川県内における産業廃棄物の収集運搬の実績を有することを証する書類
- 7 予定する収集運搬車両の保管場所の付近見取り図、当該保管場所の土地の登記事項証明書、並びに当該土地及び当該土地に隣接する土地の公図の写し
- 8 7に掲げる保管場所の施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原が確実であると認められること。）を証する書類
- 9 予定される洗車場及び洗車水の処理設備の配置図、平面図、構造図及び設計計算書
- 10 予定する収集運搬車両の保管場所の土地に隣接する土地の所有者の一覧表、当該土地に隣接する土地の登記簿謄本、隣接土地所有者の同意書の写し（隣接する土地が、河川、用水路、悪水路、道路、鉄道路、保安林である場合を除く。）建物の配置及び車両の保管場所を明示した当該土地の平面図
- 11 収集運搬する廃棄物が再資源化品に限ることを排出予定者及び処分予定者の双方が証する書面

様式第2号(第5第2項関係)

施設変更事前協議書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

住所
(法人にあつては、所在地)
氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

金沢市再資源化品を取り扱う一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準第5第2項の規定により、次のとおり提出します。

| | 新 | 旧 |
|-------------------|---|---|
| 変更しようとする 事項の内容 | | |
| 変更の理由 | | |